

マイナ保険証を活用した マイナ救急について

令和7年10月1日から救急隊が、マイナンバーカード（マイナ保険証）を読み取るカードリーダーとタブレット端末を使用し、医療情報を閲覧できるようになりました。

閲覧した医療情報などは、傷病者の方がより適切な処置を受けるため、また救急隊が搬送先医療機関の選定に活用します。

閲覧できる情報は次のとおりです

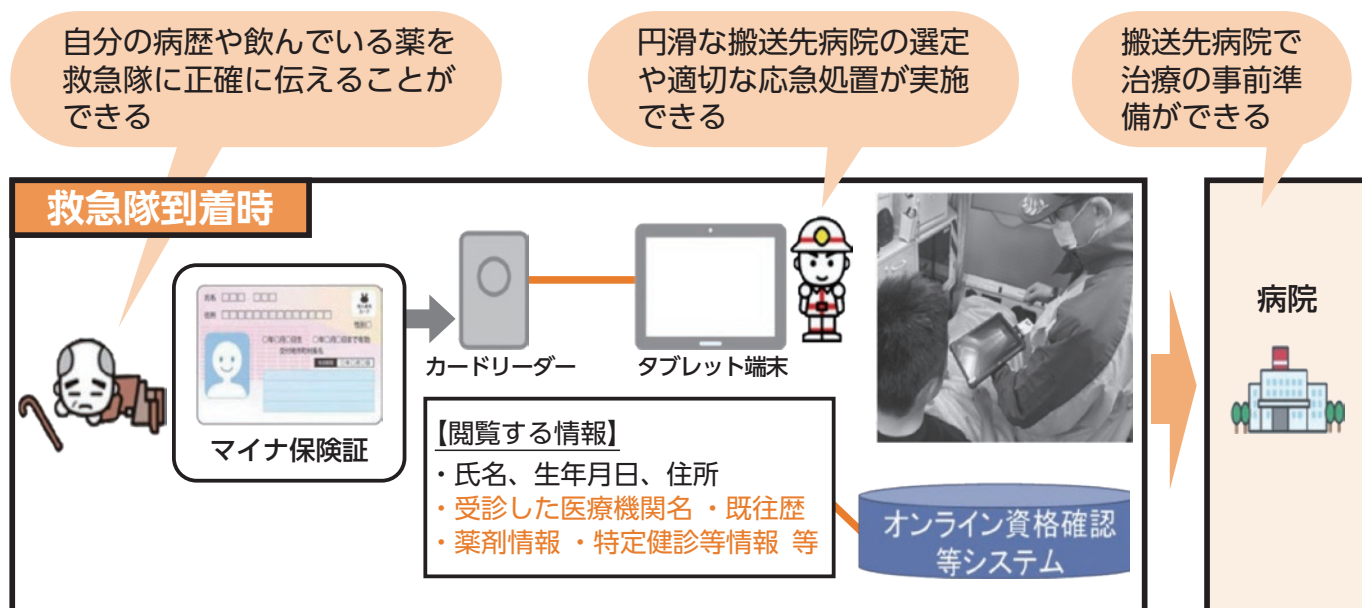
1. 傷病者の氏名、生年月日、住所
2. 受診した医療機関名、病歴
3. 処方されている薬剤情報、特定健診等情報 など

※上記以外の情報は閲覧することはできません
ご協力お願いいたします



総務省消防庁
マイナ救急詳細HP
閲覧用QRコード

— マイナ救急の流れ —



お問い合わせ先：福島消防署 警防課救急係 ☎47-2119